

分類	質問	回答
全般	新たに事故報告の対象に追加される風力発電設備はどのような設備ですか？	風力発電設備は、電気事業法第38条第2項で定める小出力発電設備のうち、 20kW未満 が対象となります。
	20kW未満とありますが、出力の下限値はありますか？	電気事業法において規制の対象としている電気工作物に該当する20kW未満の風力発電設備が全て対象となります。 対象外となる設備の一例として、電圧30V未満の電氣的設備であって、電圧30V以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないものは対象外となります。
	発電した電力は、売電せず自家消費していますが、事故報告の対象となりますか？	全量売電、自家消費にかかわらず20kW未満の設備が対象となります。
感電などによる死傷事故について	感電などによる死傷事故とはどのような事故が対象となりますか？	感電や電気工作物の破損もしくは誤った操作などによって人が死亡もしくは病院等に入院した場合が対象となります。
	事故を原因とする死亡や傷害の治療を目的とした入院であることが明らかでない場合はどのように判断したらよいのでしょうか？	電気工作物の事故が原因かどうか判断が難しい場合は、医師の診断結果により判断します。 また、医師の診断結果が得られない場合は、当該事故の状況を客観的に調査の上、判断することとします。なお、医師の診断書等により、経過観察、検査等を目的とした入院であることが明らかでない場合は、報告の対象外となります。
	電気工作物の工事中、試運転中、点検中に死傷事故が発生した場合は、事故の対象となるのでしょうか？	事故の対象になります。
電気火災事故について	電気火災事故は、どのような事故が対象となりますか？	風力発電機関、発電機、逆変換装置（パワーコンディショナー）、電線路、変圧器、配線等に漏電、短絡等の電氣的異常が発生し、それによる発熱、発火が原因で、建造物、車両、その他の工作物、山林等に火災を起こさせたものが対象となります。
	火災による損壊の程度はどれくらいで火災に事故に該当するのでしょうか？	火災による損壊の程度が半焼以上の場合、火災事故に該当します。 半焼とは、火災による損壊の程度が工作物（建物については延床面積）の20%以上70%程度であること（内閣府の「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」で検討された「災害の被害認定基準について」に準じます。

分類	質問	回答
	火災発生時に、「半壊以上」であることを直ちに判断することは困難な場合がありますがどうしたらよいでしょうか？	判断に迷う場合は、鎮火後の状況を確認し、「半焼以上」であることを確認し、当該火災の原因が電気工作物に起因するものと判断した時点が「事故の発生を知った時（覚知した時）」とします。 また、当該電気工作物の設置者自ら「半焼以上」であることを確認できない場合、消防署が「半焼以上」と判断することをもって、当該事故の火災の程度を「半焼以上」と判断することとします。
	電気工作物自体の火災のみの場合は、火災事故の対象外でしょうか？	電気工作物自体の火災のみの場合は、火災事故の対象外となりますが、損壊した電気工作物が主要電気工作物に該当する場合は「破損事故」として報告の対象となります。
	電気工作物の工事中、試運転中、点検中に電気火災が発生した場合は、事故の対象となるのでしょうか？	事故の対象になります。
他の物件への損傷事故について	他の物件への損傷事故とはどのようなものが対象となりますか？	事故を発生させた電気工作物の所有者又は占有者ではない第三者の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故が対象となります。 例えば、風車ブレードが敷地外（柵外）に飛散した場合や、敷地外へのタワー倒壊等が対象となります。 こうした事故が発生した際は、事故報告だけでなく、被害に対する適切な措置や対策を早期に講ずべき責務が所有者又は占有者にあることに留意してください。
	台風による強風で、風車ブレードが構外に飛散した場合、自然現象なので事故報告の対象外でしょうか？	自然現象（台風、大雪、豪雨、地震等）を起因とした電気工作物の破損等に伴う他の物件への損傷事故も対象となります。
	電気工作物の工事中、試運転中、点検中に他の物件への損傷が発生した場合は、事故の対象となるのでしょうか？	事故の対象になります。
主要電気工作物の破損事故について	主要電気工作物とはどのような設備が対象となるのでしょうか？	風力機関、発電機、逆変換装置、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調速機、電力用コンデンサー、分路リアクトル及び限流リアクトル、周波数変換器、整流器、遮断器

分類	質問	回答
	破損事故とはどのような事象が対象となるのでしょうか？	電気工作物の変形、損傷もしくは破壊、火災又は絶縁劣化もしくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、もしくはその運転を停止しなければならなくなること」又は「その使用が不可能となり、もしくはその使用を中止すること」が対象となります。
	電気工作物の工事中、試運転中に発生した破損は破損事故の対象となるのでしょうか？	主要電気工作物の破損事故は、当該主要電気工作物の使用を開始して以降の事故を対象としていますので、破損事故の対象外になります。
	設備、機器の停止を伴う点検中に不具合を発見した場合、破損事故の対象となるのでしょうか？	設備、機器の停止を伴う点検中に不具合が発生、または発見した場合は、破損事故の対象外になります。